

平成 27 年 7 月 31 日

平成 27 年度独立行政法人労働者健康福祉機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度独立行政法人労働者健康福祉機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 労働者健康福祉機構における平成 26 年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は 2,191 件、契約金額は 714.8 億円である。また、競争性のある契約は 1,879 件(85.7%)、669.8 億円(93.7%)、競争性のない随意契約は 312 件(14.2%)、45.0 億円(6.3%)となっている。

前年度と比較して、競争性のない随意契約は件数 17 件(5.8%)、金額 2.2 億円(5.1%)と増加しているが、これは、産業保健三事業一元化に伴い、地域窓口の事務所賃借契約が増えたこと等によるものであり、これを除くと改善傾向にある。

表1 平成 26 年度の労働者健康福祉機構の調達全体像 (単位: 件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(73.1%) 1,569	(81.5%) 583.8	(70.9%) 1,554	(80.7%) 576.8	(△1.0%) △15	(△1.2%) △7.0
企画競争・公募	(13.1%) 281	(12.5%) 89.7	(14.8%) 325	(13.0%) 93.1	(15.7%) 44	(3.8%) 3.4
競争性のある契約(小計)	(86.2%) 1,850	(94.0%) 673.6	(85.7%) 1,879	(93.7%) 669.8	(1.6%) 29	(△0.5%) △3.7
競争性のない随意契約	(13.8%) 295	(6.0%) 42.8	(14.2%) 312	(6.3%) 45.0	(5.8%) 17	(5.1%) 2.2
合計	(100%) 2,145	(100%) 716.3	(100%) 2,191	(100%) 714.8	(2.1%) 46	(△0.2%) △1.5

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

(2) 労働者健康福祉機構における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は 628 件(35.8%)、契約金額は 162.3 億円(25.2%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約においては、件数は同数であり、金額については 126.3 億円(43.8%)の減となっている。金額が大幅に減となったのは平成 25 年度において医療材料の継続的売買及び物品管理業務の複数年契約を締結したことによるものである。

表2 平成26年度の労働者健康福祉機構の一者応札・応募状況 (単位: 件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	1,131 (64.3%)	1,126 (64.2%)	△5 (△0.4%)
	金額	357.9 (55.4%)	482.1 (74.8%)	124.2 (34.7%)
1者以下	件数	628 (35.7%)	628 (35.8%)	0 (0.0%)
	金額	288.6 (44.6%)	162.3 (25.2%)	△126.3 (△43.8%)
合計	件数	1,759 (100%)	1,754 (100%)	△5 (△0.3%)
	金額	646.5 (100%)	644.4 (100%)	△2.0 (△0.3%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果としては、特殊要因によるものを除けば概ね改善傾向にあると言える。しかしながら、一者応札・応募の件数割合については横ばいであることから引き続き、その改善に努めることとする。

● 一者応札・応募の改善

平成27年度においては、下記①～④の取組等を中心に実施することで、一者応札・応募件数を改善し、適正な調達を目指す。

- ① 入札説明会に参加したものの札入れに至らなかった者等にヒアリングを行い不参加の原因を究明し、出来るだけその結果を次回以降の調達へ反映させる
- ② 入札に参加してもらえるように声かけの実施
- ③ 仕様策定委員会等による機器仕様の見直し
- ④ 入札公告期間や履行期間の十分な確保

【一者応札・応募件数割合: 前年度(平成26年度 35.8%)以下】

なお、本計画の実施に当たっては、「官公需法」に基づく中小企業の受注機会への配慮や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」等の諸施策との整合性に留意するものとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に当機構内に設置されている随意契約審査会(総括責任者は経理担当理事)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を受けることとする。

ただし、災害等による緊急整備の場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当機構では、これまでも調達に関して「契約及び管財業務マニュアル」を作成し、これを基に、全国労災病院会計課長会議や担当者打ち合わせ会により調達担当職員を対象とした定期的な研修を行っている。

今年度においても、全国労災病院会計課長会議や担当者会議を開催し適正な事務処理について徹底するとともに各施設への個別業務指導を実施することにより業務マニュアルに沿った事務処理が適切に行われているかの確認を行い、必要に応じた指導を行う。【各施設への業務指導を年間5件以上実施】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	経理担当理事
副総括責任者	経理部長
メンバー	経理部次長、契約課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年度連続の二者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、労働者健康福祉機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。